

高齢で持ち家があるが生活が苦しい。

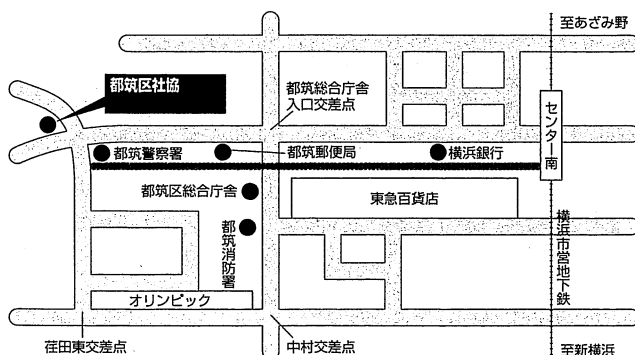
★ 「長期生活支援資金」の利用で生活資金の貸付が受けられます。

「長期生活支援資金」は、持ち家があっても現金収入が少ない高齢の方が、住んでいる土地を担保に生活費を借り入れることにより、自立支援を図っていく貸付制度です。

亡くなられたときまたは融資の期間が終了したときに不動産を処分し、返済を行います。

- 次の条件をすべて満たす方が貸付の対象になります。
 - * 借入申込者が単独で所有（同居配偶者との共有含む）する不動産に居住。（マンションは不可です。）
 - * 不動産に賃貸借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていない。
 - * 配偶者またはその親以外の同居人がいない。
 - * 世帯の構成員が原則として65歳以上。
 - * 借入世帯が市町村税の非課税世帯または均等割課税世帯程度の低所得世帯。

貸付内容等詳細のお尋ねおよび申込は区の社会福祉協議会へ



都筑区社会福祉協議会

荻田東4-10-3

港北ニュータウンまちづくり館内

電話 943-4058